

〔資料 2〕 法人としての対応方策

さる 9 月 16 日に第三者調査委員会から調査報告書を頂き、同 19 日に臨時理事会・評議員会を開催し今後の対応策等について協議した。その結果、報告書の内容を真摯に受け止め、早急に以下の対応策を実行に移すことを決定した。

法人としての対応方策

本法人は、藤の里保育園前園長が長年にわたり園の運営費等を着服し私的に使用していたことを看過してきており、その結果、大阪府や高槻市等の行政関係機関、園児の保護者など関係先の信頼を揺るがせ、多大の迷惑をおかけしたことの責任は重大であり、深くお詫びするとともに信頼回復に向けて早急な取り組みを行う。

(1) 前園長に対する責任追及

前園長は既に懲戒解雇（4 月 15 日）しているが、今回の不正について次の通り責任を追及する。

① 民事責任について

第三者調査委員会報告で認定された前園長の着服金額 9 千 100 万円余の内、既に弁済された 4 千 500 万円を差し引いた残余の 4 千 600 万円余について損害賠償請求を行う。

② 刑事責任について

本件は業務上横領罪が成立することが明らかであり、損害賠償の全額が速やかに弁済されない場合は、高槻警察署に対して告訴する。

(2) 理事長はじめ関係職員の責任

① 理事長について

理事長は、法人全体を代表し統括する任務を担っており、法人内の業務処理全般についての管理監督責任を負うものである。このため、理事長報酬について向こう 3 ヶ月間、報酬月額額の 2 分の 1 を減額する（理事会決議による）。

なお、他の理事・監事については、全員無報酬のためこのような措置は採用できず、将来に向けて、理事に対して新たに業務分担を付加すること等により再発防止の責任を全うする。

② 関係職員の処分等について

・法人参与は、法人事務局長時代を含め各施設の会計処理を統括する統

括会計責任者の立場にある。このため、法人参与を就業規則に基づき、減給処分（10分の1、3ヶ月）とする。

- ・藤の里保育園出納職員は、前園長の指示のまま会計書類等を作成しており、前園長の経理規定違反等に問題意識を有していなかった。このため、藤の里保育園出納職員を就業規則に基づき、減給処分（10分の1、3ヶ月）とする。
- ・月1度各施設の会計指導を担当している顧問税理士については、第三者調査委員会報告では、指導内容そのものに債務不履行は認められないとされたが、顧問契約を再締結し新たに不正チェック業務を付加し指導を強化して頂く。

(3) 再発防止に向けた新たな取り組み策

① 会計監査人の設置

政府において、一定規模以上の社会福祉法人に対し公認会計士等による外部監査を義務づける方向が検討されており、この制度を先取りして会計監査人を設置する（本年10月の理事会・評議員会で定款改正を行い、直ちに選任する予定）。

② 口座振り込み制度の原則化と徹底

今回の不正は、前園長の恣意的な判断により園の出納業務の多くが現金により処理されていたことに鑑み、口座振り込み制度を基本原則とすることを全ての施設に徹底する。例外処理については統括会計責任者との協議によることとする。

③ トリプル・チェック方式の導入

法人の経理規程において、従前は会計責任者と出納職員のダブル・チェック方式を採用しているが、今回の事案に鑑み、新たにその中間に出納責任者を置き、3人によるチェック体制を導入する（9月19日理事会で規程改正を承認済み）。

④ 統括会計責任者による管理監督業務の強化

月一回以上、統括会計責任者がチェックシートに基づいて各施設を巡回し、会計処理・銀行預金通帳・公印管理状況・職員の出勤簿等を確認する等により管理監督業務を強化する。

⑤ 金額に応じた決裁者の明確化と経理手続きのマニュアル化

経理規定内規を新たに制定し、物品購入等の決裁権者を明確にし、10万円未満、10万円以上、100万円以上の区分に応じ決裁権者を定める。同時に、物品購入・小口現金・利用者預かり金等の分野毎に、経理手順のフロー図を作成しマニュアル化する。

⑥ 公印管理の徹底

法人及び各施設には銀行印を含め多数の公印を保有しているが、保管場所・管理者・取扱者を管理規定通り遵守するよう徹底する。

⑦ 職員の給与管理の徹底

非常勤を含め全て職員の給与については口座振り込みによることを基本原則とする。

⑧ 職員の人事異動の実施

前園長は、約 35 年間にわたって藤の里保育園前園に勤務し、このことが本人の恣意的な園運営を許す背景になっており、同一施設に長期間在籍している職員を中心に人事異動を実施し、同種の複数施設間において定期異動若しくは交流人事により職員の意識改革及び組織の活性化を図る。

⑨ 規範遵守のための職員研修の実施

第三者調査委員会報告書において「法人役員、職員らにおいて、法令及び規程に対する意識が低下していたと言わざるを得ない」と指摘されており、早急に職員に対する研修を実施するとともに役員に対して法人の定款を初め各規程・内規等の「法人規程集」を改めて配布する。